

妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する 妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。)、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象は、国が実施する「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」に基づき、令和7年4月1日以降に市町村が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める市町村が支出する対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書(様式

第2号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(変更交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、変更すべきものと認めるときは速やかに変更交付の決定を行い、変更交付決定通知書(様式第4号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更交付申請書を提出すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第5号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定による変更の交付決定をした場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 前2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第12条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- (1) 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに様式第9号により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 4 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 5 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第15条 補助事業者は、第5条に基づく交付申請、第7条に基づく変更交付申請、第10条に基づく実績報告については電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づ

き知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第16条 知事は第5条の規定により行われた交付申請等に係る第6条に基づく通知、第7条の規定により行われた変更交付申請に係る第8条に基づく通知、第13条に基づく通知及び返還命令については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別表

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

様式第1号

(文 書 番 号)
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- ・令和 年度妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 所要額調書（様式第1号別表1）
- ・基準額算定表（様式第1号別表2）
- ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本
- ・その他必要な書類

(様式第1号 別表1)

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 所要額調書

市町村名

種目	総事業費 A	寄付金その他 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	交付申請額 (G×3/4) H
	円	円	円	円	円	円	円	円
金額								

- 1 A欄には、本事業に係る市町村の総事業費を記入すること。
- 2 D欄には、市町村が支出する別表第2欄に定める対象経費の支出予定額を記入すること。
- 3 E欄には、基準額算定表(様式第1号 別表2)により算定した基準額(合計)を記入すること。
- 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の額を記入すること。
- 6 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率3/4を乗じた額を記入すること。
(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(様式第1号 別表2)

基準額算定表 ※対象者1名につき1行に記載(行が足りない場合は適宜追加)

市町村名	
------	--

	《基準額》※ 円	基準額算定根拠
記入例	41,440	・ハイリスク妊婦。自家用車：自宅から県立中央病院(往復) (片道50km×37円/km)×2(往復)×14回分×0.8=41,440円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合計		

※ 妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額。

様式第 2 号

(文 書 番 号)
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日 第 号で申請のあった令和 年度妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日付けで申請のあった妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更交付申請書を提出すること。ただし補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

(文書番号)
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業内容を変更したいので、妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します

1 交付申請額 (①+②) 金 円
〔 既交付決定額 (①) 金 円 〕
〔 今回増加額 (②) 金 円 〕

2 添付書類

- (1) 令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金変更交付申請額算定表
(様式第3号別表1)
- (2) 基準額算定表【変更】(様式第3号別表2)
- (3) 歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本
- (4) その他必要な書類

(様式第3号 別表1)

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 変更交付申請額算定表

市町村名 _____

区分	総事業費 A	寄付金その他 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	交付申請額 (G×3/4) H	既交付決定額 I	今回追加 (一部取消)額 (H-I) J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
金額										

- 1 A欄には、本事業に係る市町村の総事業費を記入すること。
- 2 D欄には、市町村が支出する別表第2欄に定める対象経費の支出予定額を記入すること。
- 3 E欄には、基準額算定表（様式第3号 別表2）により算定した基準額（合計）を記入すること。
- 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の額を記入すること。
- 6 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率3/4を乗じた額を記入すること。
(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(様式第3号 別表2)

基準額算定表【変更】

※対象者1名につき1行に記載(行が足りない場合は適宜追加)

市町村名	
------	--

	《基準額》※ 円	基準額算定根拠
記入例	41,440	・ハイリスク妊婦。自家用車：自宅から県立中央病院(往復) (片道50km×37円/km)×2(往復)×14回分×0.8=41,440円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合計		

※ 妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額。

様式第4号

(文書番号)
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 変更交付決定通知書

令和 年 月 日 第 号で変更交付申請のあった令和 年度妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日付けで申請のあった妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額	金	円
(うち今回増加額)	金	円)

3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更交付申請書を提出すること。ただし補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号

(文書番号)
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止・廃止したいので、妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 中止・廃止の理由
- 2 中止・廃止の内容

様式第6号

(文 書 番 号)
年 月 日

山梨県知事 殿

市区町村長

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、妊婦に対する
遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要
綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第6号の2）
- 2 実績報告額算出表（様式第6号別表1）
- 3 基準額算定表（様式第6号別表2）
- 4 添付書類
・歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本
- 5 支払の方法

口座振替 振込先銀行名
口 座 名

預金種別（当座・普通）
No.

様式第6号の2

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 事業報告書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

2 補助金交付対象者数等

_____人

※内訳は様式第6号別表2の基準額算定表に記載のとおり

(様式第6号 別表1)

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 実績報告額算出表

市町村名 _____

区分	総事業費 A	寄付金その他 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	要県補助額 (G×3/4) H	交付決定額 I	受入済額 J	差引過不足額 (J-H) K
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- 1 A欄には、本事業に係る市町村の総事業費を記入すること。
- 2 D欄には、市町村が支出する別表第2欄に定める対象経費の実支出額を記入すること。
- 3 E欄には、基準額算定表(様式第6号 別表2)により算定した基準額(合計)を記入すること。
- 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の額を記入すること。
- 6 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率3/4を乗じた額を記入すること。
(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(様式第6号 別表2)

基準額算定表 ※対象者1名につき1行に記載(行が足りない場合は適宜追加)

市町村名	
------	--

	《基準額》※ 円	基準額算定根拠
記入例	41,440	・ハイリスク妊婦。自家用車：自宅から県立中央病院(往復) (片道50km×37円/km)×2(往復)×14回分×0.8=41,440円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合計		

※ 妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額。

様式第7号

(文書番号)
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金額の確定通知書

令和 年度妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通
費支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定によ
り、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第8号

(文書番号)
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度妊婦に対
する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補
助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
口 座 名

預金種別(当座・普通)
No.

様式第9号

(文書番号)
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

令和 年度 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する
妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金 交付決定取消（変更）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金について、妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 取消（変更）金額 | 円 |
| 取消（変更）後の金額 | 円 |
| 取消（変更）前の金額 | 円 |
| 2 交付決定取消（変更）の理由 | |